

ポスト

令和7年10月15日
金融庁

「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等の公表について

金融庁では、「[金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針](#)」等の一部改正（案）につきまして、令和7年7月15日（火曜）から令和7年8月18日（月曜）にかけて公表し、広く意見を募集したところ、68先の個人・団体より、一部改正（案）に関係するものとしては計141件の御意見をいただきました。

お寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、[別紙1](#)を御覧ください。

なお、類似の御意見は適宜要約しているほか、複数の事項に関する御意見をいただいた場合には、閲覧性の観点から項目ごとに分割する等の所要の整理を行っているため、御意見の記載順どりに掲載されていない場合がございますが、御了承願います。

また、このほか、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

御意見をお寄せいただいた方の御協力に厚く御礼申し上げます。

1. 改正の概要

証券会社のウェブサイトやフィッシングサイト等で窃取した顧客情報（ログインIDやパスワード等）によるインターネット取引サービスでの不正アクセス・不正取引（第三者による取引）の被害が多発したことを踏まえ、インターネット取引における認証方法や不正防止策を強化するために、所要の改正を行うものです。

具体的な改正の内容については、[（別紙2）](#)～[（別紙5）](#)を御参照ください。

2. 適用日等

改正後の監督指針は、本日から適用します。

- （別紙1） [コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方](#)
- （別紙2） [「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）](#)
- （別紙3） [「信用格付業者向けの監督指針」の一部改正（新旧対照表）](#)
- （別紙4） [「高速取引行為向けの監督指針」の一部改正（新旧対照表）](#)
- （別紙5） [「投資運用関係業務受託業者向けの監督指針」の一部改正（新旧対照表）](#)

問合せ先

電話受付

受付時間：平日10時00分～17時00分

電話番号：0570-016811（IP電話からは03-5251-6811）

相談・手続・採用情報

- ▶ 各種窓口のご案内
 - ▶ 金融サービス利用者相談室
 - ▶ 金融行政モニター
- ▶ 情報公開等
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 申請・届出・照会
 - ▶ オンライン行政手続
- ▶ 入札公告等
- ▶ 採用情報

新着情報配信サービス

▶ 金融庁ソーシャルメディアアカウント

▶ 関連リンク

 証券取引等監視委員会

 公認会計士・監査審査会

 EXPO 2025
首相官邸 大阪・関西万博
特設ページ

▶ [ウェブサイト受付](#)

(注) 金融行政等に関する一般的なご質問等は金融サービス利用者相談室で承ります。

所管

監督局証券課（庁内用2368、2702）

サイトマップ

金融
庁に
ついて

報道・
広報

政策・
審議会

法令・
指針等

金融
機関
情報

国際
関係
情報

アクセ
スFS
A（広
報誌）

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government（法人番号6000012010023）

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号：03-3506-6000